

## ●香川県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年12月24日から令和2年1月21日まで一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 道路の種類 国道（一般）

2 路線名 377号

3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
東かがわ市五名2418番2地先 から 東かがわ市五名2444番2地先 まで	36.6～132.5	210	平成24年香川県告示第138号で 変更した区域の一部 平成27年香川県告示第187号で 変更した区域の一部 平成27年香川県告示第321号で 変更した区域

4 供用開始の期日 令和元年12月24日